

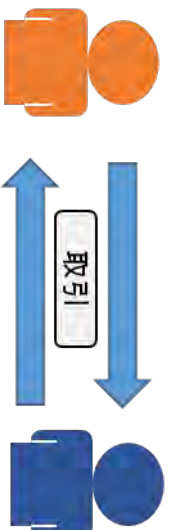
第45回消費者契約法専門調査会 提出資料

2017年7月21日

経団連 経済基盤本部

長谷川雅巳

定型約款取引と契約条項の開示



契約内容をめぐる当事者間のやりとり
(説明・確認、法第3条第1項の情報提供努力義務に基づくものを含む)

ア 契約そのものに入らない
(契約内容に不満足、
事業者が信頼できない等)

黙示の合意
がない

黙示の合意がある

イ 約款内容の
契約組み入
れなし

ウ 約款開示請求しなくても、
契約をめぐる事業者とのやりとり
(法第3条第1項に基づく情報提供を含む)で
十分と考える等により、
約款開示請求を行わない消費者

エ 約款開示請求を行う
消費者

オ 遠慮等により、約款開示
請求しない消費者

ア～エのすべての消費者、ならびに、オの消費者の
一部にとっては、新たな手当ては意義をもたない
(むしろ負担増につながる場合もある)。

店舗販売

- 約款が置かれた場所への物理的案内、案内の掲示
- 約款が掲載されたウェブサイトの案内、ウェブに掲載している旨の
店内掲示

テレビショッピング

- 約款が掲載されたウェブサイトの案内、検索方法の案内

旅客サービス等

- 定型約款を契約の内容とする旨を公表する際に、約款が掲載された
ウェブサイトを案内

※新たな
手当てに意義

※なお、悪質事業者が努力義務を遵守するとは考えにくいいため、
今回の手当てが悪質事業者対策とはならないと考えられる。

努力義務の範囲

現行(条文および逐条解説)

第3条

事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない。

①「消費者契約の内容についての」

第1項が事業者が消費者へ提供することを要請している情報とは、「消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての」情報のことであり、契約内容以外の周辺の情報まで含めることを意味するものではない。具体的には、対象となっている商品以外の商品に関する比較情報や、モデルチェンジに関する情報等は「消費者の権利義務その他の消費者契約の内容」には該当せず、事業者が提供するよう努めなければならない情報には当たらない。

②「必要な情報」

上記のような情報提供努力義務が事業者にあるとしても、消費者契約の内容についての情報をすべて提供することまで本法は事業者に対して求めているわけではない。消費者契約の内容についての情報のうち、消費者が当該契約を締結するのに必要なものを提供すれば足りる。その範囲は、法第4条第5項第1号及び第2号にいう「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべき」重要なものよりは広い概念であるが、誰もが当然に知っているような情報まで提供する努力義務はない。

新たな努力義務の導入により、現行より、情報提供の対象範囲は広がるものと考えられる。

新たな努力義務導入後

「事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者が消費者契約の締結に先立ち消費者契約の条項を容易に知ることができる状態に置くよう努めなければならない。」

○新たな努力義務が導入されることにより、消費者契約の条項をすべて書面化することが求められるのであれば、現行より、さらに事業者の負担は大きくなるものと考えられる。

民法改正法案に対する附帯決議

衆議院 法務委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

(一～四(略))

五 定型約款について、以下の事項について留意すること。

- 1 定型約款に関する規定のうち、いわゆる不当条項及び不意打ち条項の規制の在り方について、本法施行後の取引の実情を勘案し、消費者保護の観点を踏まえ、必要に応じ対応を検討すること。
- 2 定型約款準備者が定型約款における契約条項を変更することができる場合の合理性の要件について、取引の実情を勘案し、消費者保護の観点を踏まえ、適切に解釈、運用されるよう努めること。

(六 略)

参議院の「十二」に当たるものは、なし。

参議院 法務委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

(一～六(略))

七 定型約款について、以下の事項について留意すること。

- 1 定型約款に関する規定のうち、いわゆる不当条項及び不意打ち条項の規制の在り方について、本法施行後の取引の実情を勘案し、消費者保護の観点を踏まえ、必要に応じ対応を検討すること。
- 2 定型約款準備者が定型約款における契約条項を変更することができる場合の合理性の要件について、取引の実情を勘案し、消費者保護の観点を踏まえ、適切に解釈、運用されるよう努めること。

(八～十一(略))

十二 消費者契約法その他の消費者保護に関する法律について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。